

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 連合会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 連合会は、危険物関係施設の保守管理の徹底及び安全管理に必要な知識技能の普及に努めるとともに、危険物取扱者その他危険物業務に携わる者の健全な育成を図り、危険物に起因する災害の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物に関する安全思想の普及、啓発
- (2) 危険物取扱者に対する講習会及び研修会の開催
- (3) 危険物取扱者保安講習に関する事業の受託
- (4) 地下タンク等定期点検事業者認定等の業務の受託
- (5) 危険物関係功労者の表彰
- (6) 会報の発行及び危険物に関する広報活動
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

2 前項の事業は岡山県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 連合会の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 危険物施設を有する事業所等をもって消防本部の所管ごとに組織された危険物安全協会（趣旨が同一で名称の異なる団体を含む。）

- (2) 賛助会員 連合会の趣旨に賛同する個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 連合会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 連合会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務がある。

(任意の退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 連合会の定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 正会員の全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 連合会に、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上13名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、連合会の

業務の執行を決定する。

2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

第6章 顧問

(顧問)

第27条 連合会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、連合会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

(顧問の報酬)

第28条 顧問は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 連合会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 連合会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 連合会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(財産の管理等)

第36条 連合会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第37条 連合会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第38条 連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 連合会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
(剰余金の分配)
- 第41条 連合会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(事務局)

- 第42条 連合会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任命し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第43条 定款は、総会の決議によって変更することができる。
- (解散)

- 第44条 連合会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- (残余財産の帰属)

- 第45条 連合会が解散等により精算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第46条 連合会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

- 第47条 定款に定めるもののほか、連合会の運営に関し必要な事項は、理事会の決

議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏 名	住 所
岡山市防火安全協会	岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
倉敷市防火協会	岡山県倉敷市白楽町162番地5
津山危険物安全協会	岡山県津山市林田95
玉野地区防火協会	岡山県玉野市宇野1丁目27番2号
笠岡地区危険物安全協会	岡山県笠岡市十一番町4番地の3
井原地区危険物安全協会	岡山県井原市七日市町3216番地
総社市防火協会	岡山県総社市小寺377番地
高梁市危険物安全協会	岡山県高梁市横町1693番地1
新見市危険物安全協会	岡山県新見市新見312番地の2
赤磐市防火協会	岡山県赤磐市津崎114番地
東備地区防火協会	岡山県備前市西片上2039番地
瀬戸内市防火協会	岡山県瀬戸内市邑久町本庄1795番地
真庭圏域危険物安全協会	岡山県真庭市惣254番地の8
美作市危険物安全協会	岡山県美作市檜原下1100番地

- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。